

平成28年度税制改正大綱の概要

1. 平成28年度税制改正大綱の概要

平成27年12月16日に平成28年度税制改正大綱が公表されました。消費税の軽減税率ばかりが注目される今回の税制改正ですが、法人税を中心に重要な改正内容が盛り込まれています。そこで今回は、法人税・所得税を中心に税制改正の概要をご説明します。

2. 法人税の税制改正内容

① 法人実効税率の引き下げ

国・地方を通じた法人実効税率(27年度: 32.11%)が、平成28年度に29.97%(▲2.14%)、平成30年度に29.74%(▲2.37%)となります。

⇒平成28年4月1日以後に開始する事業年度より順次適用

② 外形標準課税の拡大

中小企業は引き続き外形標準課税の対象外となります。一方で、資本金1億円超の普通法人の地方法人特別税率が、所得割の税率引き下げに伴って414.2%(現行93.5%)に引き上げられます。

⇒平成28年4月1日以後に開始する事業年度より適用

③ 繰越欠損金の控除の見直し

・青色欠損金の繰越控除制度の控除限度額(大企業向け制限)が、平成28年度に60%(現行65%)、平成29年度に55%(現行50%)に変更されます。

⇒平成27年4月1日以後開始する事業年度より適用

・繰越期間が10年(現行9年)に延長される開始時期が1年延長されます。

⇒平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額から適用

④ 減価償却制度の見直し

以下の資産について、定率法が廃止され、定額法に一本化されます。

資産の区分	現行	改正案
建物附属設備及び構築物(鉱業用のこれらの資産を除く)	定額法又は定率法	定額法

⇒平成28年4月1日以後に取得する該当設備について適用

⑤ 企業版ふるさと納税の創設

地方公共団体が行う、地方創生を推進するうえで効果の高い一定の事業に対して行った寄付に

ついて、法人事業税・法人住民税・法人税の税額控除制度が創設されます。

⇒地域再生法の法改正の施行日から平成32年3月31日まで

3. 所得税の税制改正内容

① 国外転出時課税の見直し

・上場株式等の譲渡損失の損益通算等における上場株式等の譲渡の範囲に、国外転出時課税の適用による譲渡が含まれるようになります。

・非居住者が相続人だった場合等の国外転出時課税制度について、準確定申告の期限までに未分割であった相続株式の遺産分割が確定した場合等の修正申告・更正の請求手続きが整備されます。

⇒平成28年1月1日以後に一定の事由が生じた場合に適用

② 空き家に係る譲渡所得の特別控除の創設

相続時から3年を経過する日の属する年の年末までに、被相続人の居住用不動産を相続した相続人が、その居住用不動産を譲渡した場合には、一定の条件のもと、譲渡益から3,000万円を控除することができるようになります。ただし、相続時から譲渡時まで事業や貸付の用に供されている場合には適用がありません。

⇒平成28年4月1日から平成31年12月31日までの譲渡について適用

③ 既存住宅における三世帯同居改修工事をした場合の特別控除

自己の有する家屋に一定の三世帯同居改修工事を行った場合に、以下のいずれかの特例を選択できる税額控除が創設されます。

・ローン(返済期間5年以上)の年末残高1,000万円以下の部分に一定の割合を乗じた金額を5年間税額控除

・三世帯同居改修工事の標準的な費用相当額(250万円を限度)の10%相当額を税額控除

⇒平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住した場合の該当工事について適用

(提供:朝日税理士法人)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券

金融商品取引法第 37 条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大 1.242%(ただし、最低手数料 5,400 円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大 4.32%の申込手数料、最大 4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率 5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各店舗までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2014年12月1日現在)

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC日興証券